

# Weekly コラム

平成 26 年 8 月 5 日

〒541-0055 大阪市中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会)

Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

## 活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

## 少額な減価償却資産を 取得した場合の損金処理

少額な減価償却資産を取得した場合、所得計算の重要性や事務負担に対する配慮から、その資産を取得して事業の用に供した事業年度において損金経理により支出額全額を損金とするなどの処理が認められていますが、その資産の取得価額により取扱いが異なりますので注意が必要です。

### 1 取得価額が「10 万円未満」のもの

(少額減価償却資産)

取得価額が 10 万円未満(あるいは、使用可能期間が 1 年未満)の減価償却資産を取得した場合には、その資産を事業の用に供した事業年度にその取得価額の全額を損金の額に算入することができます。

### 2 取得価額が「20 万円未満」のもの

(一括償却資産)

取得価額が 20 万円未満の減価償却資産(1 の規定の適用を受けた資産を除きます。)を取得した場合には、それらの減価償却資産の取得価額の全部又は一部を合計したものの 3 分の 1 を、事業の用に供した事業年度から 3 年間にわたって、損金処理することができます。

なお、取得後の事業年度において、その資産を売却や売却したりしても、その時点での未償却残高を全額損金処理することはできず、その後も毎事業年度 3 分の 1 ずつの損金処理を続けていく必要があります。

### 3 取得価額が「30 万円未満」のもの

(中小企業者等に対する特例)

中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産(1 又は 2 の規定の適用を受けた資産を除きます。)を取得し事業の用に供した場合には、その取得価額全額の損金算入が認められます。

ただし、年 300 万円までの上限が設けられていますので注意が必要です。

なお、中小企業者等とは、資本金 1 億円以下の法人等(資本金 1 億円超の会社の子会社等を除きます。)をいいます。



記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。